

# (情報公開)初任運転者に対する安全運転の実技指導について

2024/04/01

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき運輸の安全にかかる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸し切り旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表します。

弊社の社是である「安全・快適・信頼」を実現する為、引き続き安全教育に取り組んでまいります。

## 初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

- ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留保すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダー映像指導
- ⑦ 安全運転の実技指導

①～⑥は10時間以上運行管理者による初任運転者教育を実施 ⑦は20時間  
以上安全運転方法を添乗より指導

## 初任運転者に対する安全運転の実技指導について

教育に用いる車両は大型車を基本として活用 運転指導者は事故歴がなく安全運転、経済運転に定評があるものから選定。事前に定めた運行経路に基づき走行し、別紙「安全運転の実技の添乗指導項目」の内容に沿って20時間以上指導。

## 従業員の雇用・労働状況について

正規雇用運転手 4名 平均給与水準 310,000円/月額

正規雇用以外 10名 平均給与水準 97,000円/月額

平均勤続年数約10年